

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(銀行持株会社におけるS A | C V Aの適用日前の承認)

第二条 銀行持株会社は、令和五年三月三十一日前においても、第●条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(以下「新告示」という。)第二百四十八条の四の二の規定により、S A | C V Aに係る承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和五年三月三十一日前においても、銀行持株会社が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第二百四十八条の四の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和五年三月三十一

日以前に与えられた承認の効力は、令和五年三月三十一日から生ずるものとする。

（銀行持株会社における簡便法の適用要件に係る取扱い）

第三条 国内基準行であつて、第●条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準第二百四十八条の二又は第二百四十八条の四の規定によりCVAリスク相当額を算出している銀行持株会社については、新告示第二百四十八条の五の規定は、適用しない。